

源泉徴収のための退職所得控除額の表（平成26年分）
（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 800	千円 1,800	24年	千円 10,800	千円 11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額
18年	7,200	8,200			
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

（注） この表における用語の意味は、次のとおりです。

- （1）「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- （2）「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第5項第3号）。
- （3）「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

（備考）

- （1）退職所得控除額は、（2）に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- （2）所得税法第30条第5項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

課税退職所得金額の算式の表（平成26年分）

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等の場合	$\left(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2}$
特定役員退職手当等の場合	$\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}$
一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合	$\left(\text{特定役員退職手当等} - \text{特定役員退職所得控除額} \right) + \left(\text{一般退職手当等の収入金額} - \left(\text{退職所得控除額} - \text{特定役員退職所得控除額} \right) \right) \times \frac{1}{2}$

（注） 1 求めた課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいい、一般退職手当等とは、特定役員退職手当等以外の退職手当等をいいます。

3 特定役員退職所得控除額の算式は次のとおりです。

$$\text{特定役員退職所得控除額} = 40\text{万円} \times (\text{特定役員等勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20\text{万円} \times \text{重複勤続年数}$$

退職所得の源泉徴収税額の速算表（平成26年分）

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A) × 5%) × 102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
3,300,000円 〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
6,950,000円 〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
9,000,000円 〃 18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
18,000,000円 〃	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例

給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることができますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等については、下記の別表（別表第一～別表第三）を用いて源泉所得税及び復興特別所得税の額を求めることができる特例が設けられています。

〔源泉徴収税額の計算方法〕

その月の社会保険料等を控除した後の給与等の金額(A)から、別表第一により算出した給与所得控除の額並びに別表第二に掲げる配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除した残額（課税給与所得金額(B)）を、別表第三に当てはめて源泉徴収すべき税額を求めます。

〔電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法(平成24年3月31日財務省告示第116号)(平成26年分)〕

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		給 与 所 得 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
—	135,416	54,167円
135,417	149,999	(A) × 40%
150,000	299,999	(A) × 30% + 15,000円
300,000	549,999	(A) × 20% + 45,000円
550,000	833,333	(A) × 10% + 100,000円
833,334	1,249,999	(A) × 5% + 141,667円
1,250,000 円 以 上		204,167円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

別表第二

配 偶 者 控 除 の 額	31,667円
扶 養 控 除 の 額	31,667円 × 控除対象扶養親族の数
基 礎 控 除 の 額	31,667円

別表第三

その月の課税給与所得金額(B)		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
—	162,500	(B) × 5.105%
162,501	275,000	(B) × 10.210% - 8,296円
275,001	579,166	(B) × 20.420% - 36,374円
579,167	750,000	(B) × 23.483% - 54,113円
750,001	1,500,000	(B) × 33.693% - 130,688円
1,500,001 円 以 上		(B) × 40.840% - 237,893円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。